

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年7月1日に提起した処分庁による情報公開請求拒否処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年6月15日付けで、情報公開請求書により、同請求書別紙の各訴訟委任状の作成の根拠となる処分庁とA弁護士との間に交わされた委任契約書及びその起案書並びに同訴訟委任状に公印を使用するための起案書及び承認書の情報について、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第6条の規定による公開の請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 前記1の情報公開請求書別紙の訴訟委任状は、計3通である。いずれも委任者を処分庁、受任者をA弁護士とし、対象とする事件は、原告を審査請求人、被告を葛飾区とする国家賠償請求事件である。
- 3 処分庁は、本件公開請求に対し、公開の可否を決定することが条例第9条第2号の規

定により非公開とすべき情報を公開することになるため、本件公開請求に係る情報（以下「本件情報」という。）の存否を明らかにすることができないとして、条例第10条の3の規定により本件公開請求の拒否を決定し、審査請求人に対し、平成30年6月29日付けで、情報公開拒否通知書（平成30年6月29日30葛総総第341号）により通知（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 平成30年7月1日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁が非公開とすべきとした情報は、審査請求人の氏名等と思われるが、当該情報は容易に分離することができ、分離することによって本件公開請求の趣旨を損なうことはない。そのため、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

特定の個人との間の訴訟の有無は、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであり、条例第9条第2号に該当する非公開情報である。

また、本件情報が存在しているか否かを答えることは、審査請求人と葛飾区との間に訴訟があったか否かを明らかにすることと同じであり、非公開情報を公開することになることから、当該情報の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した処分は正当である。

なお、本件公開請求は、審査請求人本人の情報の公開を請求したものと思われるが、条例の規定上、本人情報の公開請求という事情は考慮されるものではない。

理 由

1 本件に係る条例の規定について

- (1) この条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を

図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的とする（第1条）。

- (2) 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（第3条）。
- (3) 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（第5条）。
- (4) 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関…に提出しなければならない（第6条）。
- (5) 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報…が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（第9条）。

ア 法令の規定により公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（ア） 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

（イ） 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

（ウ） 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報

のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（ア） 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報

（イ） 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

エ 区政執行に関する情報で次に掲げるもの

（ア） 監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記録、契約の予定価格、用地買収計画、争訟、交渉の方針その他の事務事業に関する情報で、公開することにより当該事務事業又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

（イ） 区と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、指示等により作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの

（ウ） 区の内部又は区と国等との間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）の意思形成過程における情報で、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれのあるもの

（エ） 実施機関（区長を除く。）、区の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、当該合議制機関等の議事運営規程、議決又は決定によりその全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれのあるもの

の

(オ) 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる（第10条の3）。

2 本件情報が条例第9条第2号に規定する非公開情報に該当するかについて

(1) 条例第9条第2号は、「個人に関する情報…で特定の個人が識別され得るもの…又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を非公開情報と定める。

本件公開請求は、特定の個人と葛飾区との間に訴訟が係属していること又は係属していたことを前提とするものであり、訴訟の当事者とされる者が氏名により特定されているため、本件情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものである。

(2) 他方で、条例第9条第2号ただし書は、同号アからウまでに掲げる情報を非公開情報から除外しており、同号アは、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」と定める。

裁判の対審及び判決は、公開法廷で行われ（憲法第82条第1項）、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項）ことから、本件情報が条例第9条第2号アに該当するか検討する。

憲法第82条第1項の規定が、裁判が公開の法廷で行われるべきことを定める趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある（最高裁判所平成元年3月8日大法廷判決）。そのため、個人の氏名等が公開の法廷で示されたとしても、裁判の公開が制度として保障されていることに伴う付随的な効果にすぎない。

また、民事訴訟法第91条第1項は、何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができる旨規定しているものの、同法は、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧の制限（同条第2項）、秘密保護のための閲覧等の制限（同法第92条）などの規定を

置いており、あらゆる場合に閲覧を認めているものではない。また、民事訴訟法第91条第3項は、訴訟に利害関係のない第三者は訴訟記録の謄写を行うことができない旨規定しており、訴訟記録の開示方法についても、同法上制約がある。

したがって、憲法第82条第1項及び民事訴訟法第91条第1項を根拠に、直ちに、訴訟記録の情報が、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（条例第9条第2号ア）に該当するとまではいえず、その該当性については、問題となっている個人情報の内容、性格及び保護の必要性の程度、区民の知る権利の保障等を総合的に考慮し、個別に判断するべきである。

この点、本件公開請求においては、請求人と訴訟の当事者が同一であり、審査請求人が民事訴訟法第91条の規定による訴訟記録の閲覧や謄写の請求をした場合、同条各項及び同法第92条の制約を受けることなく、閲覧や謄写が可能である。また、審査請求人に対し、審査請求人と葛飾区との間に訴訟があったことを明らかにしたとしても、当事者のプライバシーを侵害することはないのであるから、個人情報として保護する必要性に乏しい。このように、本件においては区民の知る権利の保障を犠牲にしてまで保護する利益は存在しない。

よって、本件情報は、審査請求人との関係においては、条例第9条第2号アに該当し、非公開情報には当たらない。

- (3) したがって、本件公開請求に対し、本件情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるとして、本件情報の存否を明らかにしないで、公開の請求を拒否した本件処分は、違法な処分であり、これを取り消すこととする。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月21日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳